

構造改革特別区域計画

1 構造改革特別区域計画の作成主体の名称

愛知県西加茂郡小原村

2 構造改革特別区域の名称

障がい児 hug（はぐ）くみ給食特区

3 構造改革特別区域の範囲

愛知県西加茂郡小原村全域

4 構造改革特別区域の特性

小原村の現状

小原村における平成16年4月1日現在の人口4,344人中、身体障害者手帳所持者は218名（うち施設入所者3名）・療育手帳所持者は27名（うち施設入所者6名）であり、人口の減少が続く中、障害を持つ人はここ数年増加する傾向にある。施設入所者については、村内に施設が無いいため、全て村外施設を利用している。

施設入所以外の障害児・者への在宅福祉サービスは、平成16年4月1日現在、ホームヘルプサービス（利用者1名）・デイサービス（利用者0名）・短期入所（利用者2名）事業を実施している。ただし、短期入所利用者については、本村は財政力が脆弱であり事業実施できる施設を独自に運営できないことから、本村と同じ障害福祉圏域（西三河北部福祉圏域）内の豊田市に設置されている施設にお願いし、事業を実施している。

障害者福祉施設の新設

このような状況下、西三河北部福祉圏域内（同郡三好町）に属する三好学園（設置：愛知県 管理運営：社会福祉法人「昭徳会」）が本村に移転することになった。

具体的には、知的障害児施設（定員50名・短期入所定員4名）及び知的障害者施設（定員150名・短期入所定員9名）を設置する計画となっており、併せて同施設において施設内学級を設置し、遠距離となる養護学校通学を回避し、障害児に精神的、肉体的ストレス無く就学できる環境を整備し、質の高いサービスを提供することとしている。

これらの「障害児・者に対する入所及び在宅サービス」は、本村が障害者福祉施策の基本目標としている「すべての障害者が居住する地域社会の中で社会活動に参加して、地域社会の発展に参画し、その恩恵を平等に享受できる社会の構築及び、障害者自らの判断で生活を管理し、主体的な生活を営むことのできる社会の実現」を目指すのに必要不可欠な施設である。

新施設に隣接する特別養護老人ホーム「小原安立」においては、既に施設内において調理業務の外部委託を行っており、施設利用者の食に対するニーズを十分に満たし好評を博しているため、新しくできる知的障害児施設においても特例措置を活用し、同様に実績のある専門事業者へ委託可能とすることにより、入所者の福祉サービスの向上につながるものとする。

5 構造改革特別区域計画の意義

小原村は、「障害のある人自身の生活の質の向上」を目指し、「小原村障害者計画」の中で、障害のある人の主体性・自主性の確立、平等な社会作り、すべての人に住みよい社会づくり、全員参加による社会づくり、障害の重度化・重複化及び障害のある人の高齢化への対応、施策の連携などを柱とする計画を策定している。

今回の特例措置を活用することで、知的障害児に安価で良質なバラエティに富んだ給食サービスの提供を可能とし、「食を通じた知的障害児の生活の質・人間性の向上」及び「利用者の施設利用満足度の向上」が見込め、また、調理業務を外部委託することで、資金の効率化が図られることによる余裕経費を他の施設内サービスの水準向上に活かしていくことができるなど、「小原村障害者計画」を力強く推進していくことができると考える。

このような取り組みを小原村で推進し、成果を上げれば他の地域に対しても特区の成果が波及することになり、ひいては全国的な障害者福祉サービスの向上に資するものにもなると考える。

6 構造改革特別区域計画の目標

今回の特例措置の活用は、小原村の障害者福祉計画に定める「障害のある人自身の生活の質の向上」を目標とする。

具体的には下記の3点とする。

- ・ 調理専門事業者は給食提供実績を重ねながら、食欲をそそりおいしく食べてもらえるような調理技術、加工技術、盛付け技術等を研鑽し競っている。このような背景のもと、知的障害児の食生活の向上のために、提供される食に関する「味わい」の向上を目指す。
- ・ 食事は、単に「味わう」というだけでなく「観て楽しむ」ということも重視され、食の営みを通じて知的障害児の人間性をはぐくむことを目指す。
- ・ 施設運営費全般の効率化をはかり、効率化により生じた余裕分は、開所と同時に併設される重度障害児の教育施設である施設内学級や短期入所事業の運営費、施設建物全体の光熱水費等生活処遇の向上に係る維持管理費用の財源に活用することを目指す。

7 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果

業者の持つ調理及び食材調達に関するより多くのノウハウを活用することができる。そうした調理専門事業者に委託することにより、以下の効果が期待できる。

ア 毎月開かれる給食委員会に、調理委託事業者に属する管理栄養士等も加わることから、そのノウハウを生かすことにより、障害児の特性（咀嚼、嚥下機能障害、アレルギーなど）に応じた食材の選定もしやすくなるとともに、食材の選定の範囲が広がる。

イ 年齢、身体状況等（気候や環境の変化などによる）に応じ、食事の加工技術の高い調理専門事業者に委託することにより、よりきめこまやかな対応が可能となる。

ウ 一度の食事に複数のメニューを用意し、利用者が食べたいメニューを選択できる選択食を実施することが可能となり、それにより、食事が事業者からの一方的な提供にとどまることなく、利用者の自己決定により食事を摂取することを可能とすることに、利用者本位のサービスを提供することができる。

食事は、単に「味わう」というだけでなく「観て楽しむ」ということも重視され、食の営

みを通じて栄養摂取並びに人間性をはぐくむ観点からも重要なものであると考える。調理業務は調理委託事業者任せ、施設は、障害児の健全な発育のため、季節や行事に対応して文化食に触れ、食事をいかに家庭的な雰囲気のもとで提供するかという部分にサービスの焦点をあて、利用者の一人一人の立場に立った食事サービスの提供が可能となる。

事業委託により、労務管理に係る手間が省け、業務の省力化につながるとともに、事務的経費の削減が可能となる。

< 調理外部委託による施設の経済効果（給食材料費を除く） >

社会福祉法人「昭徳会」 知的障害児施設 三好学園の場合） 参考

直営の調理業務経費 年額 14,700,000円

調理業務委託 年額 12,000,000円

差 額 2,700,000円

村においては、事務的経費が削減となった施設経営の合理化による余裕経費で運営される施設内学級や、短期入所事業が安定的に実施されることにより、施設、在宅両サービスの質の向上が見込まれ、障害児の利用機会の拡大等障害児福祉を推進できる。

～ の効果をあげることで、村の障害者政策の推進につながる。ひいては、「小原村が社会的弱者に優しい安心して住める村づくりを行なっている」ということを広く全国にアピールでき、過疎化・少子化の進む小原村の定住人口増加に資する。

8 特定事業の名称

障害児施設における調理業務の外部委託事業

9 構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業に関連する事業その他の構造改革特別区域計画の実施に関し地方公共団体が必要と認める事項

・ 施設内学級設置事業

小原学園敷地内に特殊学級を設置し、開所された学級で重度の知的障害児を就学させる事業。小原学園の場合、既存の県立三好養護学校まで約30km離れており、バス通学するには体力的・精神的に負担が大きく、児童の教育環境向上のために、小原学園が独自に開設・運営するものである。

・ 村立道慈小学校特殊学級設置事業

小原学園が建設される地域をその学区として有する村立道慈小学校に特殊学級を設置し、軽度の知的障害児を就学させる事業。小原村が小学校の既存施設を改修し運営する。

・ 支援費制度による児童居宅生活支援事業（短期入所）

障害のある児童が利用できる在宅福祉サービス。家族が病気になった時などに障害児を短期的に施設入所させることができる。小原学園開所に伴い平成17年4月から既存事業を拡大し実施するもので、当学園においては常時4名まで利用することができる。

別紙 構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業の内容、実施主体及び開始の日並びに特定事業ごとの規制の特例措置の内容

別 紙

1 特定事業の名称

番 号 9 0 9 (9 1 7)

特定事業の名称 障害児施設における調理業務の外部委託事業

2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

社会福祉法人 昭徳会

3 当該規制の特例措置の適用の開始の日

構造改革特別区域計画の認定の日

4 特定事業の内容

施設名 知的障害児施設「小原学園」

設置者 社会福祉法人 昭徳会 理事長 鈴木宗音

開所日 平成 17 年 4 月 1 日

知的障害児施設「小原学園」においては、調理員を直接雇用することなく、調理業務を第三者に委託し、受託者が雇用した調理員が施設内の調理室において調理を行うこととし、工夫のある提案や、業務の独自性、堅実性を考慮して調理専門事業者の選定を行う。

5 当該規制の特例措置の内容

知的障害児施設においては、特区認定後に契約に添付する給食業務委託仕様書において下記の通り条件等を付したうえで、第三者委託により施設内調理を行う。

調理業務担当者は、業務を行うにあたっては、児童指導員その他の障害児施設の職員と綿密な連携をとること。

受託業者及び調理業務担当者は、その業務に関して知り得た人の秘密を漏らしてはならないこと。

受託業者又は調理業務担当者が契約書で定めた事項を誠実に履行しないと障害児施設が認めたととき、その他受託業者又は調理業務担当者が適正な調理業務を遂行する上で支障となる行為を行ったときは、契約期間中であっても障害児施設側において当該契約を解除できること。

給食材料は受託業者が調達し、施設内において調理すること。

調理した食事は、温冷配膳車により各ユニットの食堂に運搬し、配膳すること。

管理栄養士を配置し、施設の栄養士の提示する献立に基づき給食材料を確保し、当該基準どおりに調理されているか確認する。

障害児の年齢や特性に応じた食事の提供が行われるよう、障害児の摂食制限に配慮した食材の選定や加工が必要な児童への対応を心がける。

行事の際に行事食の提供を行う。行事宴に係る材料費は契約材料費の範囲内で行うものとする。暖かい家庭的な雰囲気で行われるよう配慮する。

その他、「障害児施設等における調理業務の外部委託について」の通知に準じた取り扱いを行うこと。

参 考

西三河北部福祉圏域

愛知県豊田市、愛知県西加茂郡（三好町、藤岡町、小原村）、愛知県東加茂郡（足助町、旭町、下山村、稲武町）

児童福祉法に基づく圏域内児童福祉施設

豊田市・・・児童養護施設（1箇所）、知的障害児通園施設（1箇所）、難聴幼児通園施設（1箇所）、肢体不自由児通園施設（1箇所）、心身障害児総合通園センター（1箇所）
三好町・・・知的障害児施設（1箇所）

身体障害者福祉法に基づく圏域内障害者福祉施設

豊田市・・・身体障害者養護施設（2箇所）、身体障害者福祉ホーム（1箇所）、身体障害者通所授産施設（2箇所）、身体障害者サービス事業実施施設（2箇所）、身体障害者福祉工場（2箇所）
三好町・・・身体障害者サービス事業実施施設（1箇所）
藤岡町・・・身体障害者サービス事業実施施設（1箇所）

知的障害者福祉法に基づく圏域内知的障害者福祉施設

豊田市・・・知的障害者更生施設（入所4箇所、通所2箇所）
三好町・・・知的障害者更生施設（入所2箇所）、知的障害者授産施設（通所2箇所）
藤岡町・・・知的障害者更生施設（通所1箇所）